その他の家きんの卵	0.01ppm	
魚介類	2 ppm	
はちみつ	0.05ppm	
［略］		
［(2)～(15)　略］		
［7～12　略］		
［B～D　略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、たまねぎ、ねぎ、にんじん、きゅうり、レモン、ライム、キウィー及びキウィー（果皮を含む。）に残留するカスガマイシンの量の限度、だいこん類の葉、はくさい、なつみかんの果実全体及び米ぬかに残留するカルバリルの量の限度、ケール、その他のあぶらな科野菜、トマト、あんず及びうめに残留するテトラニリプロールの量の限度、トマト、きゅうり、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するトリホリンの量の限度、えんどう、そら豆、たまねぎ、ねぎ、その他のゆり科野菜、その他のせり科野菜、未成熟えんどう、ひまわりの種子及びその他のスパイスに残留するプロスルホカルブの量の限度並びにその他のきく科野菜、日本なし及び西洋なしに残留するメプロニルの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

○総務省告示第三百九十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号50の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百七号（二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十九日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
周波数帯	不要発射の強度の許容値	周波数帯	不要発射の強度の許容値
［略］	［略］	［同上］	［同上］
二二二MHzを超え二三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が三・二マイクロワット以下の値。ただし、陸上移動局又は携帯局の送信装置にあっては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下の値	二〇七・五MHzを超え二一五MHz以下	［同上］
二三〇MHzを超え一GHz以下	1　空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値 2　空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値	二一五MHzを超え一GHz以下	［同上］
［略］	［略］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。